

# 大使館便り

第261号 令和6年12月10日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar（注：ANACOM のビル内）に移転しました。

## 2. 政治・経済関係

### (1) マリア・ダ・グラサ・カルヴァーリョ環境・気候変動大臣のCOP29への参加

11月11日から14日にかけて、マリア・ダ・グラサ・カルヴァーリョ環境・エネルギー大臣は、アゼルバイジャンで開催されたCOP29に参加しました。同大臣は、「気候変動に関する目標を達成するためには、気候変動資金調達の対象を拡大することが不可欠である。現在、世界最大の汚染国の多くは十分な貢献をしていない。EUは、明確な資金と優先順位をもって、気候変動対策を主導してきた。我々は今、他の主要国等が、我々のコミットメントレベルに匹敵する努力をすることを望んでいる。」と述べました。また1,200万ユーロのカーボベルデの債務を気候変動投資に転換するポルトガルの取り組みを紹介しました。

### (2) ルイス・モンテネグロ首相のG20出席

11月18日、ルイス・モンテネグロ首相は、リオ・デ・ジャネイロで行われたG20首脳会合（ポルトガルはG20議長国ブラジルからの招待によりオブザーバーとして参加）にて演説を行いました。同首相は、同会合で正式に発足した「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」について「改革の兆候と多国間主義の活力、そして世界の共通課題に立ち向かうための国際的な対話と協力の価値を象徴するものである」と述べました。加えて、「我々のコミットメントは揺るぎないものである。ポルトガルは、少なくとも2030年までに、同メカニズムの運営費の約10%にあたる30万ドルを拠出する。」と述べました。また、ウクライナや中東及びアフリカにおける地域戦争についても発言し、国連安全保障理事会の現状の行き詰まりを打開する重要性を述べました。モンテネグロ首相は、同会合会期中に、ルーラ伯大統領に加え、ジョー・バイデン米大統領、ロウレンソ/アンゴラ大統領、モディ印首相等の欧州以外の各国首脳と会いました。

### (3) Aximage 社の世論調査結果

11月25日、Aximage社は政党支持に対する世論調査結果を発表した。世論調査の結果、与党の民主同盟（AD）が29.8%を獲得し首位となり、野党の社会党（PS）は支持率

28.6%で2番手となった。野党第2党のシェーガ党（CH）は18.1%となった。議会の傾向としては、前回同様、右派政党の支持率が左派政党を上回る。最新の世論調査の結果は以下のとおり。

政党名	支持率
民主同盟（AD）*	29.8%
社会党（PS）	28.6%
シェーガ党（CH）	18.1%
リベラル主導党（IL）	4.9%
左翼連合（BE）	4.0%
統一民主同盟（CDU）**	4.1%
自由党（L）	2.6%
民衆党（CDS）	2.4%
人と自然と動物の党（PAN）	2.5%

\*社会民主党（PSD）と民衆党（CDS-PP）の連合

\*\*ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

#### （４） 2025年度予算の承認

11月29日、共和国議会における最終全体投票において、2025年度予算が承認されました。同予算には、社会民主党（PSD）と民衆党（CDS-PP）によって構成される与党の民主同盟（AD）は賛成票、最大野党である社会党は投票を棄権、野党第二党であるシェーガ党（CH）、リベラル主導党（IL）、左翼連合（BE）、共産党（PCP）、自由党（L）、人と動物と自然の党（PAN）は反対票を投じました。同予算について、ルイス・モンテネグロ首相は「これは政府の予算であるが、多くの決定が最大野党PSと野党第二党CHの協力のもとなされ、また政府の意向に反するものも含まれており、PS及びCHも共同責任を負う予算である。」と述べました。

### 3. 広報・文化関係 (報告)

12月2日、大使館にて日本から禁教期のキリシタン研究会関係者を招いた、隠れキリシタンに関する講演会が行われました。講演では、冒頭に太田大使及び、元上智学院理事長でイグナチオ教会主任司祭の高祖敏明神父からの開会挨拶があり、続いて五島列島の隠れキリシタンの間で伝承されてきた儀式の復元についての動画が紹介されました。続いて、日本二十六聖人記念館館長のデ・ルカ・レンゾ神父から、約250年間の禁教期にどのように潜伏キリシタンの間で信仰が守られてきたかについて講演が行われました。続いて、パイ

オリニストの大迫淳英氏によるミニコンサートが開催され、最後に隠れキリシタンの子孫で阿古木隠れキリシタンの里代表の柿森和年氏から、潜伏キリシタンがどのように信仰を維持していたかについて説明があり、また、隠れキリシタンの集落が集まる五島列島の奈留島や同島内の潜伏（かくれ）キリシタンが造った阿古木古道など、キリシタン遺跡についての紹介がありました、御登壇いただきました講師の皆様、また、御参加いただきました皆様、ありがとうございました。



## (イベント)

### (1) リスボン日本語補習授業校創設50周年記念式典

11月30日、太田大使はリスボン日本語補習授業校創設50周年記念式典に出席しました。式典では、正法地校長先生より補習校のこれまでの歩みが紹介され、卒業生より在校生に向けて、補習校に通う意義や、補習校に通ったことが自身の現在のキャリアにどのように役立っているか等の話が伝えられました。当日は、国際交流基金マドリード日本文化センターの森藤センター長も来賓として出席し、式典終了後は、佐藤公邸料理人によるケータリングが生徒達に振る舞われました。本式典をアレンジされました上野運営委員長、行事係の皆様及び関係者の皆様、お疲れ様でした。





## (2) リスボン日本語補習授業校・学習発表会

11月30日、龍野次席はリスボン日本語補習授業校の学習発表会に出席しました。幼稚園から中学部までの在校生が、学年毎に一つのテーマについて調べた研究の成果や、劇等で稽古を重ね完成した作品を発表しました。どの学年も大変興味深い発表内容となっており、学習発表会に向けて授業の合間を縫って、また自宅に戻ってからの時間を上手に使い一生懸命取り組んだ様子が観衆に伝わってきました。色々と準備大変でしたね、有難うございました。



## (3) カーザ・アジアにおける日本文化イベント

カーザ・アジア美術館 (Largo Trindade Coelho 22, 1200-365 Lisboa) では、11月から日本の文化イベントが開催されます。イベントは以下のとおりです (いずれも入場無料、要事前申込)。各プログラムの詳細は以下のリンク先を御覧下さい。

### 【12月】

12日 (木) 18時 講演会「動く絵画：桃山・江戸時代の日本屏風を考察する」

<https://scml.pt/media/noticias/casa-asia-colecao-francisco-capelo-dedica-programa-cultural-ao-japao/>

予約・問い合わせ：[ca.cfc@scml.pt](mailto:ca.cfc@scml.pt) 213235250/ 213235401



#### (4) 国立アズレージョ美術館における日本人アーティストによる作品の展示

日本人アーティスト（清洲理子さん）による二作品が、以下のとおり、国立アズレージョ美術館におけるグループ展「175 Years of Azulejo at Viúva Lamego」で展示される予定です。詳細は、下記をご参照ください。

- ・日時：10月3日（木）～12月31日（火）
- ・会場：Museu Nacional do Azulejo
- ・住所：Rua Madre de Deus, 4 1900-312 Lisboa
- ・お問い合わせ：[geral.mnazulejo@museusemonumentos.pt](mailto:geral.mnazulejo@museusemonumentos.pt)
- ・URL：[www.museudoazulejo.pt](http://www.museudoazulejo.pt)

#### (お知らせ)

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp) まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### (1) 旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月24日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。

イ 現在は、旅券の申請から交付まで約7業務日で行っておりますが、来年3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、2週間（最短）から4週間程度の日数を要することとなります。

ウ 具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分ご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい（旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です。）。

エ なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えする予定ですが、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします（窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。）。

#### ※ 仮受付（郵送申請）サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってまいりました。

一方、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月24日以降は、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了いたします。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。電子申請の利用方法は、下記のリンクから御確認いただけます。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

### (2) マイナンバーカード申請・交付業務の開始

5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館 [HP](#)（領事情報から「マイナンバーカード」のリンク）を御参照ください。

### (3) 新事務所での領事窓口の御案内

3月16～17日、在ポルトガル日本大使館は新事務所（Rua Ramalho Ortigão 51、

ANACOMビルの6階。)へ移転し、領事窓口は、3月21日より新事務所にて業務を開始しています。領事班の連絡先及び窓口時間に変更はございません。移転直後で窓口が混み合っていますので、早めの予約をお勧めします。新住所の地図等、詳細は当館HPを御覧ください。[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/annai\\_index.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/annai_index.html)

#### (4) 一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

1月29日から、各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。

詳細は、当館HPを御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00949.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00949.html)

#### (5) 日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク(農林水産省)を御確認ください。

(動物検疫) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

##### ○植物防疫所ウェブサイト

「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/210301.html>

「よくあるご質問(海外からの持ち込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です(旅行者(携行品))」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

##### ○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15秒版) <https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30秒版) [https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html) ※各言語字幕版

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

## （６）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外選挙人証の交付に要する期間を大幅に短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していました。これが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

この機会に、在外選挙人証の申請を是非御検討ください。

詳細は下記（外務省ホームページ）を御覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>

申請にかかるお問い合わせ先

在ポルトガル大使館（領事班）

連絡先: [consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)

## （７）旅券（パスポート）の電子申請

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

## （８）「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトからお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。



### (9) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

### (10) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→ ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)) (観光庁HPからの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6か月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

### (11) 御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。

大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 ([emb-japan.go.jp](http://emb-japan.go.jp))

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。